

整理番号 2-5-6-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	北海道視察		
年月日	平成30年6月11日～平成30年6月13日	金額	135,940円

目的	北方領土問題に関する施設・研究機関・関係団体の現況や問題点について調査・研究。
使途	北海道視察旅費
政務活動・ 県政との 関連性	歴史的及び産業において北海道及び北方領土との関連の強い本県としての関わりについて今後の県政の資を得る。

《領収書貼付枠》

領 収 証

No. 051478 J

RECEIPT

平成30年6月8日

ご氏名 良知淳行 様

(ご注意)

本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額 ¥ 135,940-

ただし 株式会社日本旅行 静岡営業本部 支店

上記金額正に領収いたしました。

- ① 現金 等
- 2. 小切手
- 3. 振込
- 4. クレジット() (カード)
- (¥)
- 5. その他()



株式会社日本旅行 静岡 営業本部 支店

NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

扱者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの	135,940円	100%	135,940円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-5-6-1

No. 18-0419

平成30年6月5日

請 求 書静岡県議会議員 良知淳行 様

毎度格別なお引き立てを頂き有り難うございます。

下記の通りご請求申し上げますので宜しくお願い致します。

ご請求金額

135,940

円

日付	種別・摘要	単価	数量	金額
6月11日	平成30年度静岡県議会北方領土を考える議員連盟			
~	北海道視察			
6月13日	航空代金(羽田⇒根室中標津)	16,900	1	16,900
	航空代金(根室中標津⇒新千歳)	10,600	1	10,600
	航空代金(新千歳⇒羽田)	15,500	1	15,500
	貸切バス代(根室内)	21,006	1	21,006
	貸切バス代(札幌千歳内)	21,174	1	21,174
	1日目宿泊代(根室)	16,200	1	16,200
	2日目宿泊代(札幌)	16,200	1	16,200
	乗務員経費	2,160	1	2,160
	添乗員経費	16,200	1	16,200
合計金額				135,940

お支払いのほうは、6月15日 までにお願ひ致します。

*恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願ひ申し上げます。



株式会社 日本旅行 静岡支店

〒420-0857 静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル9階

TEL:054-254-8375

FAX:054-254-8374

支店長 星野 道佳

担当者



振込先




みずほ銀行

十五号支店

普通預金口座:3101072

口座名義:株式会社日本旅行



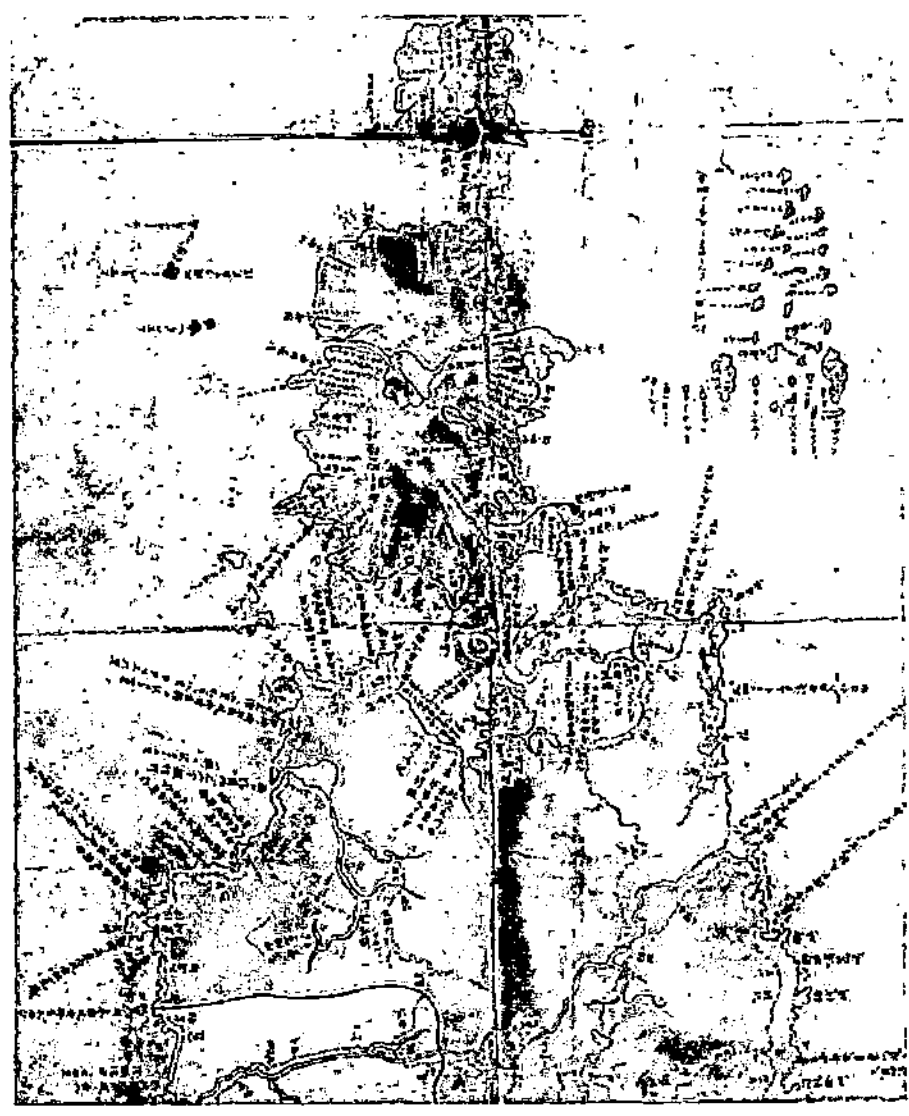
決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年 6月14日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 良知 淳行</p>						
目 的	<p>北方領土問題に関する施設・研究機関・関係団体の現況や問題点について調査・研究し、歴史的及び産業において北海道及び北方領土との関連の強い本県としてのかかわりについて今後の県政の資を得る。</p>					
年 月 日	<p>平成30年6月11日(月)～6月13日(水)</p>					
場 所	<p>北方館、望郷の家、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、北海道総務部北方領土対策本部、北方領土復帰期成同盟</p>					
内 容	<p>1 行程</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容 1～3は、別紙報告書を参照</p> <p>4 県政への反映 西伊豆の戸田など、歴史的にロシアとの関係も深いことや、本県にとっても主要な産業である水産業への影響もあることから、北方領土問題の課題解決を促す提言等を国に対して行っていきたい。尚、現状に至るまでの経過については、より広い視点としてボードースタディーズ(境界研究)を参考にし、今後ありえる具体的な解決方法の可能性についても再考し、本県としてどのような準備や取り組みが必要となるかを検討していきたい。 国家間の問題でもあり、非常に繊細な問題であるが、啓発活動を継続し、語り部も二世、三世を育成するなど教育の中においても継承していく取り組みは、国や北海道だけの責務ではなく、本県においても取り組んでいきたい。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

平成30年度

静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察報告書



平成30年6月11日(月)～6月13日(水)

1 視察参加者名簿

	氏名	会派	選挙区等
団長	杉山 盛雄	自民改革会議	沼津市
	小楠 和男	自民改革会議	浜松市南区
	鈴木 利幸	自民改革会議	浜松市北区
	落合 慎悟	自民改革会議	藤枝市
	渡瀬 典幸	自民改革会議	袋井市・森町
	野崎 正蔵	自民改革会議	磐田市
	野田 治久	自民改革会議	伊豆市
	木内 満	自民改革会議	富士宮市
	坪内 秀樹	自民改革会議	清水町・長泉町
	桜井 勝郎	無所属	島田市・川根本町
幹事	良知 淳行	自民改革会議	焼津市

2 視察日程表

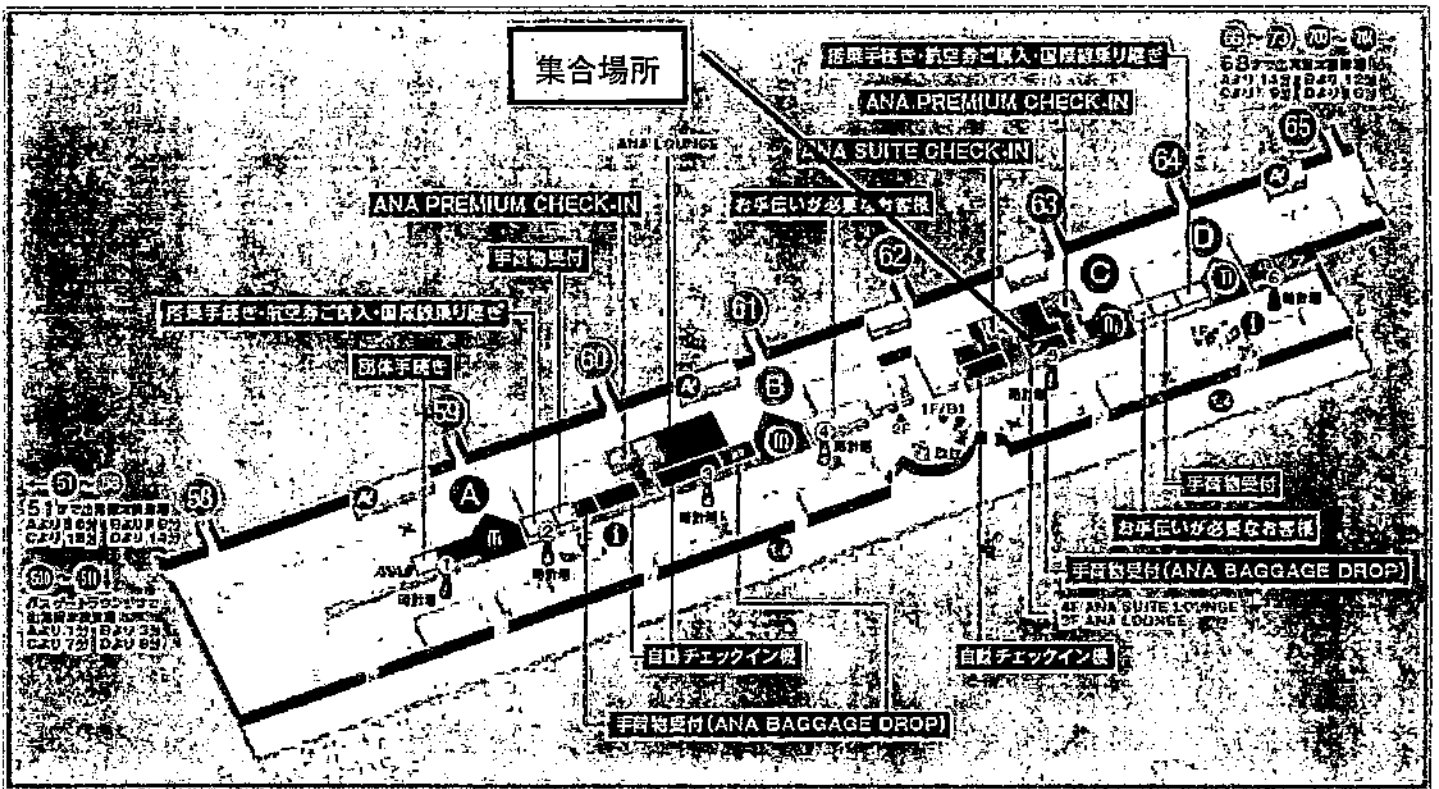
《1日目：6月1.1日(月)》

●こだま 634 号利用の場合

浜松駅(8:50 発) ・ ・ 掛川駅(9:05 発) ・ ・ 静岡駅(9:20 発) ・ ・ 新富士駅(9:36 発)
三島駅(9:50 発) ・ ・ 品川駅(10:38 着/10:52 発) ・ ・ 羽田空港(11:08 着)

【集合場所】 羽田空港 第二旅客ターミナル 2階出発ロビー 5番時計塔下

【集合時間】 午前 11:15



羽田空港(12:15 発) ・ ・ ・ 全日空 377 便 ・ ・ ・ 中標津空港(13:55 着)

中標津空港(14:10 発) == 北方館/視察(16:40~17:10) == 根室市内ホテル
(18:00 頃)

※ 夕食は、根室市内“壺炉”にて

宿泊先	所在地	電話番号
イーストハーバーホテル	根室市光和町 1 丁目 26	0153-24-1515

《2日目：6月12日（火）》

根室市内ホテル(6:45 発) == 中標津空港(8:45 着)

中標津空港(9:25 発) 全日空 4882 便 新千歳空港(10:20 着)

新千歳空港 == == 札幌市内/昼食(11:45~13:15)

== 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター/視察(14:00~15:00) ==

== 札幌市内ホテル(15:30 頃)

宿泊先	所在地	電話番号
ルートイン札幌中央	札幌市中央区南五条西5丁目13-1	011-518-6111

《3日目：6月13日（水）》

札幌市内ホテル(9:00 発) == 北海道庁/視察(9:30~10:30)

== 千歳市内/昼食(11:15~12:15) == 新千歳空港(12:30 頃)

新千歳空港(13:30 発) 全日空 64 便 羽田空港(15:10 着)

●こだま 671 号利用の場合

羽田空港(16:05 発) . . 品川駅(16:27 着/16:34 発) . . 三島駅(17:23 着)

. . 新富士駅(17:38 着) . . 静岡駅(17:56 着) . . 掛川駅(18:10 着)

平成30年度 静岡県議会 北方領土を考える議員連盟

北海道視察報告書

静岡県議会自民改革会議の北海道視察に参加したのでその概要を下記のとおり報告します。

記

日時：平成30年6月11日（月）～13日（水）

場所：北方館、望郷の家、北海道スラブ・ユーラシア研究センター、北海道総務部北方領土対策本部

参加者：杉山盛雄、小楠和男、鈴木利幸、落合慎吾、渡瀬典幸、野崎正蔵、野田治久、木内 満、坪内秀樹、櫻井勝郎 良知淳行 |

視察概要：以下のとおり

I、北方館、望郷の家（根室市） 6月11日（月）16：30～

1 調査

- (1) 場所 北方館・望郷の家（根室市）
- (2) 相手方出席者 北方館・小田島館長（説明）

2 概要

- (1) 北方館（昭和55年8月開館）

北方館は、北海道根室市の根室半島最東端・納沙布岬に位置しており、北



方領土返還要求運動の原点の地で、目の前に広がる日本固有の領土である北方の島々を望みながら、北方領土問題の発生の状況や歴史的経緯を展示資料によってご覧いただき、返還運動への皆様の深いご理解とご参加を

得て、より一層の国民世論の高揚を図り、一日も早い北方領土の返還実現をめざすために開設しております。

(2) 望郷の家(昭和47年4月開設)

第2次世界大戦後、北方領土の島々を追われた元島民の心の拠り所として開設され、戦前の島民の生活関連資料や島々における町並みや住居表示を折り込んだ地図などが展示されています。

(3) 北方領土とは…?



私たちが「北方領土」と呼ぶのは、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島(多楽島、志発島、勇留等、秋勇留島、水晶島、貝殻島など)の四島です。

島の気温は、海洋気象の影響を受けて寒暑の差が緩慢です。年平均気温は4.5度程度で、月の平均気温が10度以上になるのは、6月から10

月に及ぶ5か月間で、盛夏の8月は16度、夏季平均は13度ほどです。また、冬の平均気温は零下5度から6度ほどで、これは根室地方と大差はありません。

戦後、日本政府は一貫してこれら四島の早期返還をロシア(ソ連)に対して要求し続けてきました。しかし、1956年(昭和31年)、日ソ共同宣言が署名され、両国間に国交が再開されたにもかかわらず、その返還はいまだに実現しておりません。

北方領土は、古くから私たちの固有の領土として受け継いできたもので、歴史的に条約的にみても、日本固有の領土です。

北方領土問題の解決は、両国間の最大の懸案であり、日本とロシアの真の友好関係を確立するためには、四島の日本への返還を一日も早く実現し、平和条約を締結する必要があります。

そのためには、みなさん一人ひとりが北方領土問題に対しての正しい理解と認識を深めて頂き、外交交渉の支えとなるような全国民の声を結集する必要があります。

(4) 北方四島との交流

○北方領土墓参

北方領土への墓参は、祖父や肉親の眠るそれぞれの島へ渡り霊を慰めたいという元島民やその遺族の切なる願いに対して、領土問題とは別に、日本政府が人道的見地から、これを実現するようソ連側と折衝した結果、1964年(昭和39年)に初めて実施を認められました。

※昭和46年から48年、昭和51年から60年は、ソ連側からビザを求められたため中断。

○ビザなし交流

日本とロシアとの間において、北方領土問題の解決を含む平和条約が締結するまでの間、相互理解の推進を図り、友好的な関係を構築し、北方領土問題解決のための環境整備を進めることを目的としています。

1991年4月に来日していたゴルバチョフ大統領(当時)の提案を受け、同年10月に外相間の往復書留により、我が国国民の北方領土の訪問について、

旅券(パスポート)及びビザ(査証)なしで行うことなどを内容とする枠組みが設定され、1992年から相互訪問が行われています。

○北方領土自由訪問

1998年11月の小淵総理大臣(当時)の訪口の際に署名されたモスクワ宣言において、日ロ首脳は、旧島民及びその家族たる日本国民による北方領土への最大限に簡素化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意したことを受け、1999年9月2日、日ロ双方の口上書により最終的に枠組みが設定されました。同年9月11日、12日、この枠組みにおける第一陣訪問団(44人)が志発島(歯舞群島)を訪問しました。

II、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

6月12日(火) 14:00~15:00

1 調査

- (1) 場所 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター
- (2) 相手方出席者 岩下明裕 教授(質問形式)

2 概要

質問:米国の艦船がソ連に協力して北方領土の侵攻を行ったというが、星条旗が立っていればソ連軍は来なかったとも言われている。8月15日以降の歴史と北方領土の関連についてレクチャーいただきたい。

質問:田中角栄や橋本元総理など、返還が近かった時期もあると聞くが、それぞれの経緯と、なぜ返還に至らなかったのか、将来の返還に向けてどのような誓願活動を行っていけばいいのか。

説明:ソ連への参戦を働きかけたのはルーズベルトであった。米国も疲弊をしていたため、通常の上陸作戦を行う事を考えれば、日ソ中立条約を破棄させることで、上陸作戦を楽にしたいとの思惑があった。一方日本はスターリンを仲介として名誉ある敗戦の講話を模索していたが、ソ連が日米を比較した結果のヤルタ密約にいたった。



原爆投下後、ソ連は焦った。日本の敗戦が明確になった時点で、ソ連は如何に日本を切り取れるか、米国はいかにソ連を外せるかという工作を行った。米国はソ連の千島占領に対して強硬姿勢を示したが、ソ連が北海道の占領をほのめかしたため、千島の占有を認めた。サンフランシスコ講和条約に於いて樺太と千島列島を放棄した。吉田茂は色丹、国後、択捉のうち56年宣言の伏線。歯舞は明確に根室の行政区である。56年宣言で2島（歯舞・色丹）返還を提案したが、ダレス国務長官が「2島返還ではなく4島返還を主張しなければ、沖縄は永久に占領する」という横やりを入れたことから、日本が4島返還を主張するようになり、以後日本の立場として4島返還を首長し続けていると認識している。

ソ連が2島返還を提案した背景は、スターリンが「味方で無ければ敵」というスタンス、一方、フルシチョフ「敵で無ければ味方にしたい」というスタンスで、日本をアメリカから日本に引き寄せようとした。沖縄、小笠原も返還されていない状況で2島引き渡せば「アメリカけしからん」という世論を喚起出来ると踏んだものと推測している。

日米離間策が上手くいかないと、2島返還も引込める。1956年宣言については日本もロシアも忘れたいというのが現状ではないだろうか。（日本は4島、ロシアは領土問題が無い）。

ペレストロイカが始まったころ、中曽根時代が掲げた戦後政治の総決算はロシアとの平和条約、北朝鮮との国交回復を外交的に目指した。1980年代に2島返還論も再浮上した。



ソ連が潰れてロシアになったころ、秘密相談ということで、国後・択捉は交渉する、歯舞・色丹は引き渡すと打診があった。そのころの日本はバブル期で強気に出れば4島返還も期待出来ると4島交渉したがダメであった。橋本龍太郎時代に、日ソどこかで国境を引こうということになったが、実質的には4島返還論であり接点は見いだせていない。

質問：ビザ無し渡航については、厳しい規制をかけられて墓参などしていると聞くが、ロシア人が病気の場合はビザ無しで来日していると聞くが、不公平な対応について

4島住民は日本中何処でも行ける。一方日本人は4島しか行けない。その背景にはビザ無し渡航を広げたい日本側の思惑と、ビザ無し渡航を制限したいロシアの思惑があり不公平が発生している。

質問：沼津市・富士市のディアナ号事件（プチャーチン提督）へだ号再建の歴史も踏まえて親睦の材料にして頂ければいいのかと思う

説明：日本中に同じような話がある。対馬でも同様にロシアとの交流の美談がある。対馬沖

海戦は戦争。戦争を未来志向で乗り越える上では大変良い事例だと思う。

質問：今後の北方領土についてはどうなると思っているのか

説明：プーチンが1956年宣言を認めて2島返還なら認めて良いと言っている。56年宣言を受けて色丹島は「日本に返すモノだ」という意識があったが、今は色丹島に中国人労働者も多く来ており開発も進んでいる。色丹を明確に「返さない」との意図が見て取れる。2島+αではなく、2島-αになる可能性すらある。

2016年安部・プーチン会談には外務省は殆ど入っていない。対ロシア外交については官邸がひきとった。元島民の手紙をプーチンに見せた。元島民の手紙には島を返して欲しいとは一言も書いていない。島の上での共同経済活動をしようという議論になった。しかし、その後の進展は芳しくない。

共同経済活動をする上でのヒトとモノの交流をするためには「国境」の議論を避けて通ることは出来ない。パスポートを持って渡航すれば、検疫を受ければ、ロシア領として認めたことになる。ロシアが、ロシアの法律として「特区」を作った場合には、日本はその「特区」に入ることはできない。「特区」に日本が来ないなら中国・ヨーロッパも投資しないか？ということになり、結局日本は入ることが出来ないことになるため、

ビザ無し渡航の制度は、日本からパスポートを持参せず上陸するが、裏では外務省職員がロシアの外務職員とパスポートに変わるものにスタンプを押すということでロシアへの入国を特例で認めるという手続きとなっている。

質問：北方領土に関して、我々は何が出来るだろうか

説明：根室の人にとっては国境になっていないから交流が出来ない。現状はゼロですら無い、マイナスである。国境線があるから稚内は樺太とも交流できる。国境がないことで何もできない。島が無くとも明確に線を引いて欲しい。場合によっては歯舞だけで構わない。歯舞は本来根室の行政区なのだから。それが根室の人の明確な意思として主張する人も増えている。そうした立場を地域の立場から声をあげるべき。

交流は線を引かなければならない。日中共同水域の事例のように、線が無ければ力が強いものが全て取ることになる。そうした声が東京の人たちに理解されていない。

質問：北方領土に関して国民の関心を高めるきっかけは？

説明：国民の関心とは諸刃の剣である。元島民は4島でまとまったはずだが、2島でも構わないという意見も多くなった。4島返還の国民世論が強くなることは決して良いことでは無い。全ての紛争が激化してしまう。縄文・続縄文・擦文と北海道は日本と歴史が違う。全体的で真っ白な日本などどこにも無い。

歯舞・色丹は根室の人が多い。国後・択捉の人はコルサコフ経由で帰った。

10年前の調査では、色丹「日本から金貰って帰っても良い」 択捉「ここは我々の国だから」

ら、日本人など入れない」 国後「ここに住みたいから、日本人と一緒に構わない」と意見が分かれている。

質問：国際法上の問題としての日ソ不可侵条約の破棄はどう捉えているのか

説明：国際法上日ソ不可侵条約の無視は明確な違反だが、北方領土問題が連続ではない。全てはサンフランシスコ講和条約から始まっている。樺太と千島列島を放棄しているが、ロシアが調印していない。「一度もロシア領になったことがない」という表現をする。「日ソ不可侵条約を破った」ということと、「法的に明確でないのに居座っている」ということは明確に違う。サンフランシスコ講和条約における「南千島」の解釈変更（2島→4島）が「4島返還論」であり、日ソ不可侵条約とは関係ないと理解している。



Ⅲ、北海道総務部北方領土対策本部 6月13日(水) 9:30~10:30

1 調査

(1) 場所 北海道庁旧本庁舎 2階会議室

(2) 相手方出席者(説明・質疑応答)

北海道総務部北方領土対策本部	北方領土対策課課長	中島竜雄
〃	〃	主幹 藤本 雄
〃	〃	今北智一
公益社団法人 北方領土復帰期成同盟	参事	甲谷俊二
〃	専門員	石部 彰

2 概要

今北氏の司会で開会、まず中島課長から冒頭の挨拶を頂いた。元島民の高齢化が進む中での北方墓参事業等取り組みと対応について、あるいは共同経済活動に対する不安や不満、北方領土隣接地域振興等基金の運用益減少の対策など北方領土問題の現状と課題について、お話を伺った。

続いて、杉山団長が、今回の視察受け入れのお礼を述べるとともに、静岡県議会での北方領土を考える議員連盟設立の経緯やその活動について説明、さらに北方領土問題の理解深め、協力していきたい旨を伝えた。

次に、藤本主幹から「北方領土問題への北海道の取組」資料(別紙参照)に沿って、北海道の取組の基本的な考え方や、啓発活動、北方四島交流事業(ビザな

し交流事業)、元島民への援護、北方四島住民支援、共同経済活動、北方領土隣接地域の振興対策など、北海道の取組について説明があった。また、北方領土問題に対する政府の基本的な立場や帰属を巡る歴史、交渉の経緯、千島桜や返還要求署名運動などについても丁寧な説明を受けた。

さらに、甲谷参事より、元島民の高齢化が進む中、次代を担い若者たちに北方領土問題や返還要求運動に関心を持ってもらい、国民のより一層の高揚を図るため、全道の高校生を対象とした返還運動後継者の育成を推進するために、「北方領土を考える」高校生弁論大会の概要説明を受けた。

質疑応答

木内議員：住民の領土返還意識が変わりつつある中で、意識調査をしているのか？

定期的に定点観測的に意識調査を実施し、分析している

桜井議員：表向き4島返還だが現実的には2島ではないか？

政府の外交交渉や発言も変わってきている。共同経済活動も期待が大きい反面地元無視といった懸念もある。元島民に寄り添う必要もあるデリケートな問題

良知議員：今後、啓発活動を広めるために、弁論大会を道から全国大会にしたらどうか？

二世、三世の語り部を育成するなど、地道な活動を積み重ねることが大切と思う

渡瀬議員：修旅で地元の袋井高校が来道したと聞いたが、どのような交流したのか？

元島民の語り部の話を聞いた、修旅で来道する多くの高校生に発信したい

野崎議員：共同経済活動や交流事情に課題が多いと聞いているが、どういうことか？

相手国がロシアであり、要望しているが調整に難航しているのが現状である

小楠議員：弁論大会のスケジュールはどうか、似たような事業と重なっていないか？

小中高生対象にいろいろなテーマの募集があるのは承知している。学校ごとに対応してくれるが、応募数は減っているのが現状である

杉山団長：北海道議会内の委員会活動はどのようなものか？他県にも発信したらどうか？

16名が在籍し、月に一度第二火曜日に活動している、他県に出向き意見交換し、北方領土問題を啓発し、理解を深めたい

北海道庁における事情聴取と質疑応答後、対応者と共に写真撮影し、終了した

IV、まとめ

今回の視察を通して、北方領土問題の位置付けや考え方が日露関係において質的な転換期を迎え、理想と現実が入り混じり複雑さを増していると感じました。

1956年「日ソ共同宣言」ではソ連側は歯舞群島、色丹島の「二島返還」を主張し、「ソ連は歯舞群島及び



色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする」と明記されました。しかし、日本は北方四島を固有の領土とし「四島返還」での継続協議を要求しています。そのため両国間の見解と主張は今もその溝が埋まらず、様々な形で問題を引き起こしている状況です。

北海道としては、北方領土は北海道の行政区分の一部であり、また、四島を追われた元島民の多くが居住しており、北方領土問題の解決が、対岸の根室地域はもとより本道の発展と道民生活に密接な関係を有することから、道政上の重要課題として位置付け、国に対し北方領土問題の早期解決に向けた強力な外交交渉の展開を求めるとともに、必要な諸対策を積極的に推進しています。

今後は、静岡県も西伊豆の戸田など、歴史的にロシアとの関係も深いことから、議連としても課題解決を促す提言等を国に対して行っていく必要があると感じ

ました。

また、領土問題の解決にあたり、境界研究の視点に基づく情報の収集や各国の状況や現在に至った経過についても十分に把握し今後の返還交渉に役立てていく事が現実的な問題解決を検討するにあたり大切なことを感じました。

北方領土問題が長期化する中、元島民の高齢化が進む中、問題を風化させることのないように、次世代を担う若者たちに関心を持ってもらい、次の世代に引き継ぐことの役割は、国や北海道だけでなく本県においても取り組む必要性を感じました。

整理番号	2-5-6-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 制作・印刷・新聞折込代金		
年月日	平成30年6月29日~平成 年 月 日	金額	974,700円

目的	県政に関する政策等広報の活動報告
使途	県政報告「ふるさとにっこり通信」特集号 制作・印刷・新聞折込代金 42,000部発行
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する政策及び政務活動状況を住民に報告する
《領収書貼付枠》	

領 収 書

S No 000364

良知淳行事務所様

平成30年6月29日

金額

¥974,700※

但し、折込広告料(月 日折込 県政報告 枚)

上記正に領収致しました



内 訳	
現金	
小切手	
振込	

〒422-8045 静岡市駿河区南町645-1

株式会社 静岡建設 IS


TEL 054-



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものです。	974,700円	100%	974,700円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-5-6-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政報告 資料郵送代金		
年 月 日	平成 30 年 6 月 26 日～平成 年 月 日	金 額	65,324 円

目 的	県政に関する政策等広報の活動報告「ふるさとにっこり通信」を郵送し周知して頂く
使 途	県政報告「ふるさとにっこり通信」特集号の郵送代金
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する政策及び政務活動状況を住民に報告する
<<領収書貼付枠>> 別紙の通り	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものです。	65,324 円	100 %	65,324 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

毎度ありがとうございます

様

[別納引受]	
第一種定形外(規格内) @140	56.0g 76通 ¥10,640
小計	¥10,640
区内特別基(外) @124	56.0g 441通 ¥54,684
小計	¥54,684
郵便物引受合計通数	517通
課税計	¥65,324
(内消費税等)	¥4,838)
非課税計	¥0
△合計	¥65,324
お預り金額	¥65,325
おつり	¥1

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 6月26日 18:09
担当：[REDACTED]
発行No. 10002087501 端N98箱05
連絡先：焼津郵便局
TEL:054-628-2681

整理番号	2-5-6-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理サポート費 (平成30年6月分)		
年 月 日	平成30年6月26日～平成 年 月 日	金 額	16,200円

目 的	政務活動の情報発信のためのホームページ管理サポート
使 途	ホームページ管理サポート費 6月分
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する政策及び政務活動状況を住民に広く周知する。
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由 全て政務活動に かかるもの	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,200円	100%	16,200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-5-6-4

領収書

2018年6月26日

良知あつゆき様



〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136
TEL 053-422-7017/FAX 053-571-5112
担当者 小池敏彦

下記の通り領収いたしました。

合計金額 **¥16,200 (内消費税 ¥1,200)**

収入

印紙

(以下明細)

商品名	単価	数量	金額
H30年6月HP管理サポート費	16,200	1	¥16,200
税込合計金額			¥16,200
内消費税額			¥1,200

整理番号	2-5-6-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

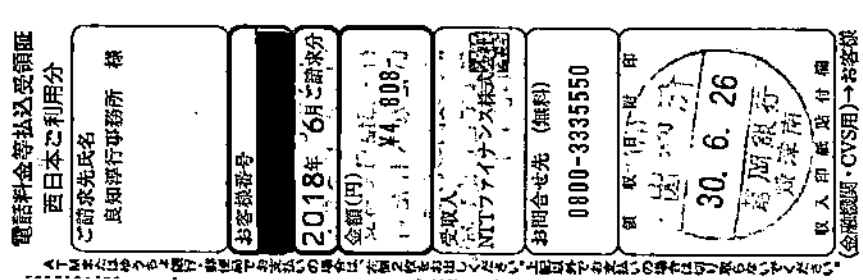
支出証拠書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	電話通話料 (平成30年6月請求分)		
年月日	平成30年5月1日～平成30年5月31日	金額	2,404円

目的	政務活動に係る事務遂行に要する通信
用途	電話料金 6月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会に使用すること もあり得るので	4,808円	1/2 %	2,404円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER: [REDACTED] 請求年月 MONTH OF ISSUE: 2018年6月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ NNT西日本ご利用分 4,808			
	3,200	フレック 光ライト P利用料 5月1日~5月31日	合算
	-400	フレック あつと割引 5月1日~5月31日	合算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1 5月1日~5月31日 電話番号 は054-631-6123	合算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2 5月1日~5月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合算
	264	ひかり電話 (通話料) 5月1日~5月31日 翌月への 繰越額は480円です。	合算
	-264	ひかり電話A (エース) 定額料分通話 5月1日~5月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合算
	2	ユニバーサルサービス料 5月1日~5月31日 1番号分 のご請求となります。	合算
	100	発行手数料 請求書等の発行にかかわる各種費用にな ります。	合算
	50	収納手数料 コンビニエンスストア・各種金融機関で お支払いいただく場合の手数料です。	合算
	356	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	合算
◇合計	4,808		

NTT西日本からのお知らせ
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-44113へ (無料)
 ※フレック・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。
 ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NNT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

整理番号 2-5-6-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

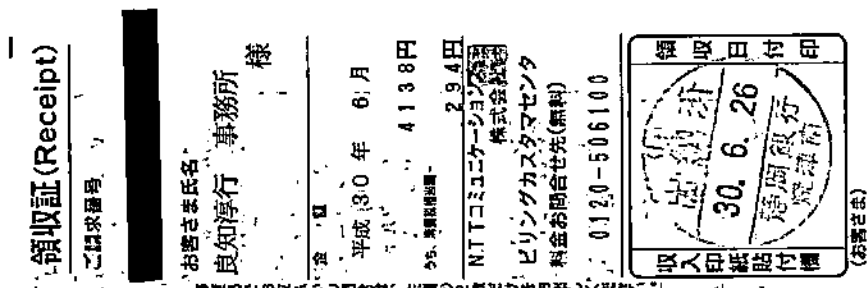
支出証拠書

(会派名・自民改革会議 ・議員氏名 良知淳行)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料 (平成30年6月請求分)		
年 月 日	平成30年5月1日～平成30年5月31日	金 額	4,138 円

目 的	政務活動に係る情報収集等事務遂行に要するインターネット接続料
使 途	インターネット接続料 6月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもの	4,138 円	100 %	4,138 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。